

「第2公用車駐車場電動ゲート設置修繕」特記仕様書

本仕様書は、「第2公用車駐車場電動ゲート設置修繕」に適用する。

1 修繕目的

第2公用車駐車場の適正な管理を行うため駐車場出入口の改修を行うもの。

2 修繕場所

明石市中崎1丁目5番7 第2公用車駐車場

3 修繕概要

第2公用車駐車場にバータイプの電動ゲートを設置する。

4 修繕詳細

- ・1車線で往復とする。
- ・ゲートは電動ゲートとしバータイプとする。
- ・出入時はリモコンにより開閉を行う。(ただし、出場はリモコンなし可)
- ・リモコンは15台分用意する。
- ・バーの長さは4m以上6m以下の範囲とする。
- ・駐車料金の徴収は行わない。
- ・電源については、電力会社と調整し施工を行うこと。
- ・電源は100V仕様とする。
- ・車両が通行する地面に電線が掛かる場合は埋設すること。
- ・インターホンは設置しない。

5 施工上の注意事項

本修繕業務施工にあたり受注者は、事前調査、準備のうえ、施工にあたること。施工中は安全管理に留意し、交通誘導員を配置すること。

また、発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任で現況復旧すること。

6 施工日

本修繕の施工は、発注者、受注者協議の上決定する。

7 その他

本仕様書に定めのない事項、また質疑が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。